

保険証は正しく使いましょう！（医療費の返還について）

健康保険組合等の社会保険に加入した場合や、宇都宮市外への転出により本市の国民健康保険の資格を失った場合は、すみやかな届け出（原則 14 日以内）をお願いします。

また、通院している場合には、保険の資格に変更があった旨を医療機関等の窓口にお伝えください。

国民健康保険の資格を失った後に保険証を使用して医療機関等にかかると・・・

宇都宮市が負担した保険給付分（7 割または 8 割）は不当利得となり、民法第 703 条の規定により国保の世帯主に返還を請求する場合があります。

※ 民法第 703 条（不当利得の返還義務）

法律上の原因なく他人の財産又は労務によって利益を受け、そのために他人に損失を及ぼした者は、その利益の存する限度においてこれを返還する義務を負う。

国保資格を失った後の受診（不当利得）はどんなときに発生するか？

1. 会社に就職して職場の健康保険の資格を取得した（手続き中だ）が、保険証の交付が遅れたため、国保の保険証を使ってしまった。
2. 職場の健康保険等にさかのぼって加入または扶養の認定を受けたことにより、国保の資格をさかのぼって喪失した。
3. 職場の健康保険等に加入したが、宇都宮市への国保の資格喪失届出（手続）が遅れ、その間に国保の保険証を使ってしまった。
4. 宇都宮市外に転出したが、転出先の市区町村から保険証の交付を受ける前に宇都宮市国保の保険証を使ってしまった。

お願い

「会社の保険証が交付される前だったので宇都宮市国保の保険証を使った」という人が多く見られます。

新たに健康保険に加入した場合、実際には宇都宮市国保の資格を喪失していますので、国保の保険証を使用することができません。

保険証を持たずに医療機関にかからなければならない時は、新しい保険者及び医療機関窓口へ確認をしてください。

医療費の返還から各健康保険組合等へ請求までの流れ

(1) 市役所から通知文書等を送付

- 資格喪失後の受診による診療費の返還について（通知）
- 保険給付した額の明細書
- 返還請求書（納入通知書兼領収証書、納入書、納入済通知書）

(2) お客様から市役所へ返納

- 返還請求書に記載された金額を指定期日までに金融機関にて返納

※ 納付した領収書は、療養費として本来の健康保険組合等へ請求するときに必要となります。領収書の再発行はできませんので、なくさないように保管してください。

(3) 市役所から通知文書等を送付

- 診療報酬明細の送付について（通知）
- 診療報酬明細書の写し
（「担当者以外開封しないで下さい。」と記載の封筒）

(4) お客様から健康保険組合へ請求

- 納めた後の返還請求書（納入通知書兼領収証書）
- 診療報酬明細書の写し（「担当者以外開封しないで下さい。」と記載の封筒）